

規 約

安城市中心市街地活性化協議会

平成 2 2 年 5 月 1 4 日 作成

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「安城市中心市街地活性化協議会」(以下「活性化協議会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 活性化協議会は、事務所を安城市桜町16番1号の安城商工会議所に置く。

(目的)

第3条 活性化協議会は、中心市街地活性化に関する法律(以下「法」という。)

第9条第1項の規定により安城市が作成しようとする基本計画及びその実施に関し必要な事項について協議し、様々な主体が参加するまちづくりの運営を横断的・総合的に調整することで、中心市街地の活性化の推進と市勢の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第4条 活性化協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地活性化に係る総合調整に関すること

ア 安城市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に関し必要な事項について意見提出

イ 中心市街地活性化に関する事業の総合調整

ウ 中心市街地活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換

エ 中心市街地活性化に寄与する調査研究の実施

オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換

カ 活性化協議会活動の情報発信(会報の発行、ホームページ開設等)

キ その他活性化協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

(2) 中心市街地活性化に係る事業に関すること

ア 中心市街地整備改善事業に関すること

イ 都市福利施設整備事業に関すること

ウ 街なか居住促進事業に関すること

エ 商業活性化事業に関すること

オ アからエまでに規定する事業及び措置と一体的に推進する公共交通機関利用者の利便増進事業及び特定事業に関すること

(3) その他中心市街地活性化に関すること

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 活性化協議会の会員は、次の者により構成される。

(1) 正会員

ア まちづくりAnjo

イ 安城商工会議所

ウ 中心市街地において、法第9条第2項第4号から第8号に規定する事業を実施しようとする者

エ 安城市の基本計画の実施に関し密着な関係を有する者

オ 安城市

(2) 協力会員

ア 活性化協議会の目的に賛同し、中心市街地活性化に関する活動又は事業等を行う者で、正会員以外の者

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、入会申込書により会長に申し込み、第13条第1号に規定する役員会の承認を得なければならない。

(退会)

第7条 会員は、活性化協議会を退会しようとするときは、退会届出書により会長に届け出し、第13条第1号に規定する役員会の承認を得なければならない。

2 会員が死亡し、又は解散したときは、活性化協議会を退会したものとみなす。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会において役員会の議決により、これを除名することができる。

(1) 活性化協議会の名誉を毀損したとき

(2) 活性化協議会の設立の趣旨に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う役員会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(役員)

第9条 活性化協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 理事 30名以内

2 会長は、正会員の中から選出し、役員会において選任する。

3 副会長は、正会員の中から選出し、役員会において選任する。

4 理事は、正会員の中から選出し、会長が委嘱する。

5 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、活性化協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、役員会を構成し、活性化協議会の運営のための活動を行う。

(タウンマネージャー及びアドバイザー)

第11条 活性化協議会は、活性化協議会における活動を円滑に進めるため、まちづくりについて専門的知見を有するタウンマネージャー及びアドバイザーに意見を聞くことができる。

(事務局)

第12条 活性化協議会の事務を処理するために、安城商工会議所内に事務局を置く。

第4章 会議

(会議の種類)

第13条 会議の種類は次のとおりとする。

- (1) 役員会
- (2) 幹事会
- (3) 個別プロジェクト検討会議
- (4) 協議会
- (5) 全体会

(役員会)

第14条 役員会は、活性化協議会の活動を実施するうえでの連絡調整、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、正副会長の選任、入会申込者の承認、退会申出者の承認、個別プロジェクト検討会議の内容、その他活性化協議会が必要と認める事項を審議し議決する。

- 2 役員会は、役員をもって構成する。
- 3 役員会は、役員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 4 役員会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 5 役員会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 活性化協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、役員会に関係者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第15条 幹事会は、活性化協議会の活動を実施するうえでの連絡調整、個別プロジェクト検討会議の内容を検討し、役員会への上程を協議する。

- 2 幹事会は、役員所属団体から選任された幹事により構成する。
- 3 幹事会は、副会長が招集し、副会長が議長となる。
- 4 活性化協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、幹事会に関係者の出席を求めることができる。

(個別プロジェクト検討会議)

第16条 個別プロジェクト検討会議は、基本計画記載の各事業について、事業者、地権者等の関係者が出席し、事業ごとに、適宜開催する。事業推進のための課題、又は事業化を目指すうえでの課題等について協議する。

- 2 個別プロジェクト検討会議は、プロジェクトリーダーが議長となる。
- 3 活性化協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、個別プロジェクト会議に関係者の出席を求めることができる。

(協議会)

第17条 協議会は、役員及び正会員をもって構成し、基本計画記載の各事業の実施報告、意見交換等を行い、中心市街地活性化事業の関係者間の情報共有及び連携を図る。

- 2 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 法第15条第9項に基づく意見提出については、協議会の決議を経ることを要する。
- 4 前項の決議を行う際の協議会は、正会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 5 第3項の決議は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 活性化協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、協議会に関係者の出席を求めることができる。

(全体会)

第18条 全体会は、正会員、協力会員をもって構成し、基本計画記載の各事業の実施報告、新規事業の説明、意見交換等を行い、中心市街地活性化事業の関係者間の情報共有及び連携を図る。

- 2 全体会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 活性化協議会の運営について助言を得るため、必要に応じて、全体会に関係者の出席を求めることができる。

第5章 会計

(会計年度)

第19条 活性化協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入・支出)

第20条 活性化協議会の収入は、負担金、寄附金及び補助金等による。

- 2 活性化協議会の支出は、通信費、事務費、会議費、その他運営に要する経費とする。

第6章 解散

(解散)

第21条 役員会の議決に基づいて解散する場合は、役員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、役員会の議決を得て活性化協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

附則

- 1 この規約は、平成 22 年 5 月 14 日から施行する。
- 2 活性化協議会設立時の役員の任期は、平成 24 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この規約に定めるもののほか、活性化協議会の運営に関し必要な事項については、役員会の承認を得て、会長が別に定める。